

## SCSK株式会社

## 企業プロフィール

設立  
1969年

本社所在地  
東京都江東区

事業内容  
情報通信業

従業員数  
13,979名(連結)  
(2020年3月31日時点)

年間休日数  
126日(2019年度)

URL  
<https://www.scsk.jp/>



## 取組のポイント

働き方改革の施策の一つとして、年次有給休暇を使い切った後に病気等の予期せぬ理由が生じた場合に利用できるバックアップ休暇を導入。

## 取組の目的・概要

- バックアップ休暇は、年次有給休暇を全て使い切った後、従業員本人や家族に病気や事故等の予期せぬ理由が生じた場合に5日間を有給で取得できる制度である。
- 働き方改革を進める中で、年次有給休暇取得促進のための施策の一つとして、バックアップ休暇を導入した。毎年度30～50名の利用がある。

## 取組内容と特徴

## バックアップ休暇の特徴と働き方改革「スマートワーク・チャレンジ」の推進

- 年次有給休暇を毎月1日ずつ取得する等「計画的」に年度内に使い切ることを推奨しており、バックアップ

休暇は万一の時に備えたセーフティネットとしての位置づけである。そのため、バックアップ休暇の請求期間は、4月に付与された年次有給休暇を使いきるタイミングの1月～3月としている。また、バックアップ休暇の請求に当たっては、年次有給休暇の残日数が0であることに加えて、「計画的」な年次有給休暇の取得を促進するため、年次有給休暇の事前申請割合が50%以上であるという要件を設けている。

- 年度内にバックアップ休暇を利用しなかった場合は、失効する年次有給休暇とあわせて50日を限度に積み立てることができ、私傷病、不妊治療、家族の介護や看護等のために利用することができる。バックアップ休暇の取得の有無による不公平感をなくす工夫でもある。
- 以前は、24時間365日稼働するシステムの対応を行うといったIT技術者の仕事の特性から「夜間のシステム対応が発生する」「優秀な技術者に業務が偏りジョブロー

テーションが難しい」等の理由から長時間労働を課題として抱えていたが、最高のパフォーマンスを発揮するためには従業員の心身の健康が重要だという考えのもと、「仕事の質を高める」抜本的な働き方の改革に着手した。

●2013年から「スマートワーク・チャレンジ20」(2015年から名称を「スマートワーク・チャレンジ」に変更)の取組を開始。「より効率的(スマート)に働き(ワーク)、目標(年次有給休暇20日取得、月間平均残業時間20時間未満)に挑戦する(チャレンジ)」からこの名称が生まれた。長時間労働削減で浮いた残業代を従業員に全額還元したり、管理職を含む全従業員の実勤務時間を記録し、月間80時間超の残業は社長承認としたりする等、会社の本気度を伝え、全従業員を巻き込む施策を展開した。2019年の年次有給休暇取得率は93%である。

●長時間労働の削減や年次有給休暇を取得しやすい環境を実現するためには、トラブルプロジェクトを出さないことが重要と考え、開発プロセス標準の徹底やプロジェクトマネジメントの強化を図り、業務品質向上にも取り組んだ。

●長時間労働削減だけでなく、年次有給休暇の取得をセットにして推進したことにより、業務を共有化しお互いのフォローが可能な体制へと転換した。

### 年次有給休暇取得促進の仕掛け

●年次有給休暇取得促進の施策の一つとして、夏季休暇等で年度内に5日以上(土日含め9連休)、プロジェクトの区切りで5日以内、従業員本人や家族の記念日等に3日以内等の連続休暇の取得を推奨している。

●土曜日が祝日の場合の翌週月曜日、飛び石連休の間の平日を、毎年期初に労使協定を締結し、一斉有休日に設定している。一斉有休を社外の方にも理解いただくため、お客様宛てに「計画的有給休暇取得に関するお願い」という文書を社長名で送付し協力を求めた。

●取組の結果、2014年には年次有給休暇取得率は97.8%となり、その後も毎年93%以上の高い水準を維持している。

### その他の主な特別休暇

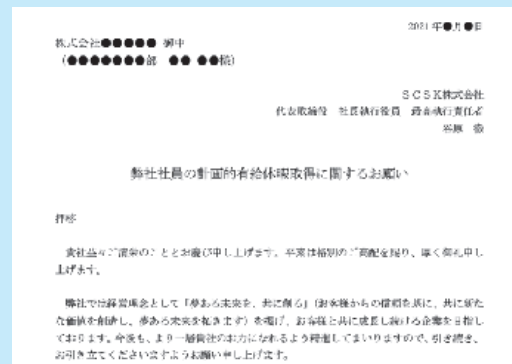
●教育休暇は、業務にかかわる自己研鑽を行う場合に、業務に支障のない範囲で、勤続年数に応じて年間最長3日を有給で取得できる制度である。

●ボランティア休暇は、福祉活動、災害救援活動やドナー活動等、社会貢献を目的とした活動をする場合に年間3日を有給で取得可能である。

●公務休暇は、裁判員または裁判員候補として裁判所に赴く時(所要日数又は所要時間を限度)や公職選挙の投票等(所要時間を限度)の場合に有給で取得できる。

●両立支援休暇は、家族の看護や子どもの学校行事への参加、不妊治療等を目的とする場合に、年間5日を有給で取得できる。

●マタニティ休暇は、妊娠中の従業員が悪阻等で就業が難しい時や、妊婦検診を受診する場合に有給で通算10日間利用可能である。



社長名でお客様に送付した「計画的有給休暇取得に関するお願い」

制度利用者の声

バックアップ休暇があるおかげで安心して年次有給休暇を取得することができます

人事・総務グループライフサポート推進部 村田 宜則さん

入社2年目の2月にインフルエンザに罹患し、バックアップ休暇を取得しました。年度初めから計画的に年次有給休暇を取得していたこともあり、罹患時点で残日数が2日になっていたのですが、バックアップ休暇のおかげで欠勤になることなく安心して療養することができました。

インフルエンザのように突発的な理由で休まなければならないことは誰にでもあり得ることだと思います。いざというときにはバックアップ休暇があれば、普段から安心して年次有給休暇を取得することができるので、とてもありがたい制度だと感じています。

また、社内に年次有給休暇の取得、長時間労働の削減を前提とした働き方が浸透しているため、日頃から不在時に備えた業務運営、コミュニケーションができており、バックアップ休暇等の急な休みでも業務への影響は小さく済みました。